

2. 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の県管理河川等への拡大に係る対応方針について

氾濫することを前提として社会全体で常に洪水にそなえる「水防災意識社会」の再構築を目的に、都道府県、市町村、水防管理団体および当該河川の河川管理者等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、総合的、計画的に進める。

協議会の進め方（国交省通達より）

(1) 協議会の設置

- ・洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置。
- ・総合流域防災協議会の圏域等を一つの単位として合同で開催したり、国管理河川において既に設置されている協議会の枠組みを活用するなど、地域の実情に応じて検討のうえ適切に設置。

(2) 協議会の構成員

- ・都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者を基本とし、気象台など必要に応じて関係機関を追加。一級河川の指定区間が含まれる場合は関係する河川事務所等を追加。
市町村を越えて広域避難が必要な状況等が想定される場合は、住民の避難先として圏域外の市町村や避難先の関係機関等を追加。
- ・全国の取組状況の情報提供等の技術的な助言や、機動的な災害時の広域的協力等のため必要に応じて国が参画。

(3) 協議会での取組内容

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②地域の取組方針の作成（概ね5年以内で実施する取組内容）
- ③フォローアップ

「水防災意識社会 再構築ビジョン」の対策の基本方針

答申の概要(対策の基本方針)～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

対策の基本方針

中小河川等において、今回のような痛ましい被害を二度と出さないという強い決意のもと、

『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』 『地域社会機能の継続性を確保すること』

- 水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- 治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること

河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応

「水防災意識社会」の再構築のための取組を拡大、充実

「水防災意識社会」の再構築に向けた取組が進められ、今夏より都道府県管理河川に拡大して進められているところであるが、この取組を更に加速し、各種取組を関係者において一体的に推進するとともに、具体的な対策についてその内容の充実を図っていくことが重要。

水害リスク情報等の共有

- ・平常時から浸水想定などの水害リスク情報を提供するとともに、緊急時においても避難勧告等の発令など迅速な対応につながるリアルタイムの水位情報等を提供していくことが重要。
- ・水位観測等が十分に行われていない河川でも緊急な水位観測等の実施、浸水実績を活用した浸水想定等の提供等、水害リスク情報等をできる限り地域と共有。
- ・平常時から防災、福祉、医療等の各分野の関係者が、共有した水害リスク情報を適切に理解した上で、それぞれが水害リスクへの対応を検討し実行に移すことが重要。

治水対策の重点化と効果的な実施

- ・輸中堤や宅地嵩上げなどの局所的な対応や、流域内の様々な洪水調節機能を最大限活用するなど既存ストックの有効活用を推進。
- ・迅速かつ確実な避難に資するハード対策についてもあわせて取り組むことが重要。そのため、関係者が連携し避難場所や避難路の整備を促進する取組や運搬盛土や高台となっている自然地形等を活用し浸水被害の拡大を抑制することが重要。

土砂利用のあり方

- ・地域の水害リスク情報の提供を積極的に進めるとともに、各地域においてリスクの程度を熟知し、平常時の利便性等も考慮の上、施設の立地について十分に検討。

要配慮者利用施設における確実な避難

- ・施設管理者等の水防災に関する理解を促進するための取組を河川管理者と関係者が一体となって推進。
- ・各要配慮者利用施設の入所者等の実態に応じた避難確保計画を事前に作成し、これに基づき地域社会と連携して訓練を実施するなど、確実な避難の実現を目指し、日頃からの備えを徹底。

関係機関相互の連携と地方公共団体への支援

- ・水害発生時の緊急対応、災害復旧、水防活動について、地方公共団体への支援体制の構築などが急務。
- ・安全・安心の社会の構築に向けては国と地方公共団体がそれぞれにおいて役割を果たすだけではなく、総力を結集してその対応にあたることが重要。

本答申における検討対象

- ・中小河川の中でも都市域においては、平成21年に「気候変動に適應した治水対策検討小委員会」においてその対策について審議し、取組を進めているところである。このことから、本答申では、中小河川等のうち、特に、人口、資産が分散、あるいは点在している地域を流れる河川を対象としている。

出典：中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について（答申）

取組のスケジュール

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度以降
協議会	協議会設立	【鴨川、石田川】 避難勧告基準水位を設定	・協議会で取り組む地区の確認 ・避難判断のための基準について審議	各WGで取り組んだ内容について審議、確認	・ トップセミナーの開催 ・ 取組方針の策定とフォローアップ
防災情報WG	【鴨川、石田川】 台風18号を考慮した避難勧告基準の検討	【百瀬川、知内川】 水位による避難勧告基準の検討 【鴨川】 雨量による避難勧告基準の検討	避難勧告マニュアル改訂を踏まえた水位設定の見直し	避難勧告基準の検討	・水防災チェックリストの検討
水害・土砂災害に強い地域づくりWG		協議会で取り組む地区の選定	【野尻地区】 人的被害を防ぐ避難行動、浸水警戒区域を踏まえた安全な住まい方を検討	【野尻地区・村井地区】 人的被害を防ぐ避難行動、浸水警戒区域を踏まえた安全な住まい方を検討	◆朽木野尻地区の浸水警戒区域指定予定 ◆朽木村井地区での検討を継続


参考資料：水防法の改正について

水防法の一部を改正する法律案

2/10閣議決定、記者発表資料

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える**水防災意識社会の再構築への取組**が必要。
⇒「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。



平成27年9月 関東・東北豪雨

法案の概要

1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

大規模氾濫減災協議会の創設

▼協議会のイメージ


○ 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。

○ 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設


○ 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報



災害弱者の避難について地域全体での支援

○ 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上 (予算制度関係)

○ 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

○ 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

○ 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現 (KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率 2021年までに100%を実現

大規模氾濫減災協議会の設置率 134/367協議会 (約37%) (2016年12月) ⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

716/31,208施設(約2%) (2016年3月) ⇒ 関係機関と連携し、

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定 ※ 法定協議会の母数は見込み

水害対応チェックリスト (滋賀県版・基準水位変更後)

河川水位	気象・水象	滋賀県からの情報			市町の対応	チェック欄
		水防警報河川	水位周知河川	洪水予報河川		
低い	〇〇水位観測所の水位が水防団待機水位に到達した場合 【〇〇水位観測所(水位〇〇mm)】	水防警報(準備)発表 ※ISPADEを通じて伝達			防災体制を構築する(第一次防災体制) [※] ・上流域を含む防災気象情報等を監視し、水位を把握する連絡要員を配置する ・連絡要員は、1時間おきに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する ・避難所の開設を検討する 水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「待機、準備」を指示する 市町村管理又は操作を委託されている樋門・樋管等の操作担当者に、操作に関する注意喚起を行う	
	気象庁から大雨注意報等が発表された場合					
	〇〇水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達した場合 【〇〇水位観測所(水位〇〇mm)】	水防警報(出動)発表 ※ISPADEを通じて伝達		氾濫注意情報発表 ※ISPADEを通じて伝達	防災体制を強化する(第二次防災体制) [※] ・管理職等を配置し、避難準備情報の発令を判断できる体制をとる ・職員等の派遣等の避難所開設の準備を指示する 要配慮者施設、大規模事業者等に洪水予報(氾濫注意情報)を伝達する 水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「出動」を指示する 水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは〇〇土木事務所に連絡して必要な措置を求める 重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難準備情報の発表対象地域を検討する 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合は、早めに避難準備情報の発表の判断を行う 〇〇土木事務所に対する連絡調整員の派遣要請について検討する 必要に応じ、〇〇土木事務所長へ助言を要請する 〇〇土木事務所に対する連絡調整員の派遣を要請する	
高い	〇〇水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 【〇〇水位観測所(水位〇〇mm)】			氾濫警戒情報発表 ※ISPADEを通じて伝達	防災体制をさらに強化する(第三次防災体制) [※] ・首長もしくは代理者が発令し、避難勧告等を発令できる体制をとる ・水位等の監視体制を強化し10分毎の河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する 要配慮者施設、大規模事業者等に洪水予報(氾濫警戒情報)を伝達する 避難準備情報を発令する 重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難勧告等の発令対象地域を検討する 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合は、早めに避難勧告等の発令の判断を行う 水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは〇〇土木事務所に連絡して必要な措置を求める 過去の洪水との比較等、洪水の切迫性について確認する 必要に応じ、〇〇土木事務所長へ助言を要請する 〇〇土木事務所に対する連絡調整員の派遣を要請する	
	〇〇水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 【〇〇水位観測所(水位〇〇mm)】		特別警戒水位到達情報発表 ※ISPADEを通じて伝達	氾濫危険情報発表 ※ISPADEを通じて伝達	防災体制をさらに強化する(第四次防災体制) [※] ・予め定めた防災対応の全職員が体制に入る 要配慮者施設、大規模事業者等に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達する 避難勧告又は避難指示を発令する 必要に応じ、〇〇土木事務所長へ助言を要請する 連絡調整員を通じ、〇〇土木事務所に支援を要請する 水防団の活動状況を確認し、必要に応じ滋賀県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する	
	堤防天端に水位が到達するおそれがある場合 【〇〇水位観測所(標高水位〇〇mm)】			氾濫危険情報発表 ※ISPADEを通じて伝達	要配慮者施設、大規模事業者等に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達する 水防団の活動状況を確認し、必要に応じ滋賀県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する 氾濫シミュレーションの結果等を確認し、避難指示を発令する	
	堤防の決壊等による氾濫が発生した場合			氾濫発生情報発表 ※ISPADEを通じて伝達	要配慮者施設、大規模事業者等に洪水予報(氾濫発生情報)を伝達する 住民に対し、堤防の決壊等の状況を周知する 水防団からの報告等により堤防の決壊をいち早く認知した場合には、琵琶湖河川事務所、滋賀県、所轄警察等の関係機関に通知する。また、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。 氾濫シミュレーション結果等を確認し、必要に応じ滋賀県へ自衛隊の派遣を要請する	

※「避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドライン(平成27年8月内閣府(防災担当))」に基づき記載しています。各項目については、各市町村の地域防災計画等に基づき見直しをお願いします。